

○被災児童生徒に対する教科書補給事務

・概要

- (1) 災害救助法が適用された場合
災害救助法の規定に基づく救助が実施された地域においては、災害により被災した児童生徒の教科書のうちで滅失・き損したものについて災害発生の日から1か月以内に無償で給与される。
- (2) 災害救助法が適用されない場合
「被災児童・生徒に対する教科書の補給に関する処理事項」に基づき被災した要保護・準要保護児童生徒のうち地教委が、教科書の購入が困難である旨の証明書を交付したもので、滅失・き損したものについて教科書の補給(無償)を行う。

・関係法令等

- (1) 災害救助法第4条
- (2) 災害救助法施行令第9条の2
- (3) 福島県災害救助法施行細則第5条
- (4) 福島県地域防災計画 第3章災害応急対策計画第22節第2 学用品確保のための調査
- (5) 被災児童・生徒に対する教科書の補給に関する処理事項1
- (6) 教科書供給業務取扱規定第28条

・参考様式

- (1) 災害に伴う教科用図書申請書
- (2) 災害を受けた教科書の明細

以 下 余 白